

秘

まで

アジア局長

参事官

総務参事官

北東アジア課

韓国人遺骨の引渡しに関する法律上の
問題について

4/11/16

北東アジア課

11月15日法務省刑事局公安課長永核事は、

公安課長に代り連絡するとの趣きで、標記に關

し電話連絡越した。(北東アジア課長の口頭照会

に関する回答として)

1. (同) 厚生省に保管中の韓国人遺骨を全

韓国側に引渡ししたとき、政府は、この措置に對する

GA-6

外務省

法的責任を問われることがある。

2. (回答)

(1) まず、^{韓国に}韓国人遺骨を全部引渡ししたとき、遺骨

に対する正当な引渡請求権者(親族)が日本、
朝鮮国に於ける政治的帰属の目的で、

におれば、その者が日本の裁判所に対して

訴訟を提起される^{可能性は排除される}ことになり、(損害賠償の

請求)。そのときその訴訟は受理されることとなる。

(2) 親族関係存在の举证責任は、訴訟提起

者にあるという論である。もし、その存在が

立証されたとき、政府が責を免かたうとの

は、^(引渡し)政府の措置につき無過失であると認め

GA-6

外務省

立証されたときである。(故意は論外として)

(2) かりに無過失といたうにためには、少なくとも

は、果して日本の正当な引渡請求権存か

いまいかがどうか確認方のつまずきと見做され

ときということになる。(遺骨^注については少くも

発見時の発見者が日本国以外の国に発見し、その発見者が日本国に発見したことを証明するものがある)

(4) 従って、そういう確認のための措置をとる

必要がある。親族等請求権存か現われ

なかったというときには、いわば無過失とい

て、尋問側の請求に基づき、遺骨と引渡

しても、法上の責任は認められずと見るのであ

らうが、

GAO以上については総務局に相談済との記載あり